きりゅう暮らし応援事業(移住者住宅取得助成)補助金交付要綱

(令和7年4月1日施行)

改正 令和7年7月1日

(趣旨)

第1条　この要綱は、人口の減少を抑制し、桐生市への移住及び定住の促進並びに地域の活性化を図るため、市内に住宅を取得する移住者に対して、きりゅう暮らし応援事業(移住者住宅取得助成)補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、桐生市補助金の交付に関する規則(平成10年桐生市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　定住　桐生市(以下「市」という。)に永住する意思を持ち、市の住民基本台帳に記録され、市に生活の実態があることをいう。

⑵　住宅　市内に所在する専用住宅、併用住宅(店舗等の用に供する部分を除く。)、区分所有されたマンション及び長屋建住宅のうち、個人が所有し、自己の居住の用途に供する建物をいう。

⑶　転入日　住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、市の住民基本台帳に記録された日をいう。

⑷　移住者　転入日前の過去2年の間において、市の住民基本台帳に記録されていなかった者で、かつ、転入日から起算して2年以内に取得した住宅に居住を開始し、市の住民基本台帳に記録されたものをいう。

⑸　市内元請業者　市内に事業所を有している法人及び市内で営業する個人事業者で、見積書、契約書、領収証等を市内の事業所で発行できる事業者をいう。

⑹　市内下請業者　市内に事業所を有している法人及び市内で営業する個人事業者で、元請業者との工事請負契約等を取り交わしている事業者をいう。

⑺　市税　地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する市区町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

⑻　子ども　住民基本台帳に記録されている世帯で、申請日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、補助対象者の子又はその配偶者の子をいう。

⑼　東京圏　東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいう。

⑽　若者　東京圏から転入した補助対象者又はその配偶者で、申請日の属する年度の4月1日における年齢が40歳未満であり、かつ、転入日を起算とした過去2年間、東京圏に属する市区町村の住民基本台帳に記録されているものをいう。

(11)　通勤　補助対象者又はその配偶者が、申請日において、取得した住宅から東京都、神奈川県及び千葉県の区域又は東京駅から40キロメートル圏内に属する埼玉県の市区町村に立地する勤務先まで電車定期券を利用して通勤していることをいう。

(12)　取得　請負契約又は売買契約により、適正な対価を支払って入手(相続、贈与及び交換によるものは除く。)することをいう。

(13)　住宅取得価格　住宅の取得に係る契約書に記載された金額をいい、その住宅用地として1年以内に購入した土地の取得価格を含めたものをいう。

(14)　居住誘導区域　桐生市コンパクトシティ計画(平成31年3月策定。以下「計画」という。)において、居住を誘導する区域として設定されている区域をいう。

(15)　生活拠点　計画において、新里町及び黒保根町における生活拠点として設定されている区域その他市長が生活拠点としての役割を担う区域として定めた区域をいう。

(16)　宅地建物取引業者　宅地建物取引士を置く事業所をいう。

(17)　完了日　取得した住宅への住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住所異動日又は取得した住宅の引渡日のいずれか遅い日をいう。

(補助対象者)

第3条　補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　取得した住宅の所有者であること（当該住宅を共有で取得した場合にあっては、選任された代表者1人であること。）。

(2)　移住者であること。

(3)　令和7年4月1日以降に第1号に規定する住宅を取得した者であること。

(4)　取得した住宅に居住する全員が市税の未納がないこと。

(5)　取得した住宅に居住する全員が桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(6)　申請の日から5年以上定住することを誓約した者

(7)　この要綱に基づく補助金又はきりゅう暮らし応援事業(住宅取得応援助成)補助金交付要綱(平成26年7月1日施行)に基づき交付された補助金を受けていないこと。

(補助対象住宅)

第4条　補助金交付の対象となる住宅は、次の条件を満たすものとする。

(1)　玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、居住の用途に供する部分の床面積(壁芯面積)の合計が50平方メートル以上のもの

⑵　現行の耐震基準に適合していることを証明できること(昭和56年6月1日以降の確認済証又は建築確認証明書があるもの)。ただし、上部構造評点1.0以上とする耐震改修工事を実施したことを証明できるものは、この限りでない。
⑶　建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関連規定に適合していること。
⑷　不動産売買契約により取得する住宅にあっては、売主が宅地建物取引業者であること又は宅地建物取引業者が仲介していること。

(補助金額及び上限額)

第5条　補助金額は、基本補助金の額及び加算補助金の額の合計額とし、住宅取得価格に100分の10を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)又は200万円のいずれか低い金額を上限とする。

(基本補助金の額)

第6条　基本補助金の額は、次に掲げる額とする。
⑴　住宅取得価格に100分の3を乗じて得た額
⑵　併用住宅にあっては、住宅取得価格のうち、居住の用途に供する部分の金額に100分の3を乗じて得た額。ただし、これにより難い場合は、前号の規定により算出した額に、居住の用途に供する部分の床面積を延べ面積で除した値を乗じて得た額とする。

2　前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とし、30万円を上限とする。

(加算補助金の額)

第7条　加算補助金の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める額を合算した額とする。
⑴　若者加算　補助対象世帯に若者がいる場合は、1世帯につき80万円
⑵　子ども加算　補助対象世帯に子どもがいる場合は、子ども1人につき20万円
⑶　誘導区域加算　居住誘導区域又は生活拠点に住宅を取得する場合は、20万円
⑷　市内業者加算　次のいずれかに該当する場合は、20万円を加算して補助する。
ア　市内元請業者を利用して注文住宅を建設した場合
イ　市外の施工業者を利用して注文住宅を建設した場合で、市内下請業者を3者以上利用し、かつ、元請業者と当該市内下請業者の工事請負金額の合計が100万円以上となるとき。
⑸　空き家・空き地バンク加算　居住誘導区域又は生活拠点にある桐生市空き家・空き地バンクに登録されている物件を利用して住宅を取得した場合は、20万円
⑹　通勤加算　1世帯につき20万円

2　前項の規定にかかわらず、市の補助金交付制度における同種の加算補助金の交付を受けた場合は、加算補助金の交付対象外とする。

(補助金の交付申請及び完了報告)

第8条　補助金の交付の申請をしようとする者(以下「交付申請者」という。)は、完了日の翌日から起算して90日以内に補助金交付申請書兼完了報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1)　補助対象住宅に住所異動後の世帯全員が記載された住民票(発行後3か月以内で続柄及び本籍記載のもの)

(2)　住宅取得に関する契約書の写し

(3)　住宅取得代金支払領収書の写し

(4)　補助対象に係る不動産の全部事項証明書(所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの)

(5)　建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証の写し(中古住宅の購入の場合にあっては、確認済証の写し又は確認証明書の写し)

(6)　住宅の案内図、配置図及び各階平面図

(7)　市税に未納のないことを証明する書類(発行後3か月以内、申請者及びその住宅に住む者であって、交付申請日の属する年度の4月1日において15歳以上の者。ただし、学生にあっては、在学証明書等でも可)

(8)　住宅の完成時又は取得時の写真

(9)　移住者であることを証明する書類

(10)　転入日を起算とした過去2年間における東京圏の住民登録を証明する戸籍の附票(発行後3か月以内、若者加算の該当者に限る。)

(11)　注文住宅の建設に市内下請業者が携わる場合は、下請工事施工証明書(様式第3号)

(12)　空き家・空き地バンク成約物件報告書の写し(空き家・空き地バンク登録物件に限る。)

(13)　就労・通勤状況証明書(発行後1か月以内、通勤加算の該当者に限る。)(様式第2号)

(14)　前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付等決定及び補助金額の確定)

第9条　市長は、前条の規定による補助金交付申請書兼完了報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金交付(不交付)決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第4号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条　前条の規定により交付が決定した交付申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに補助金請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条　市長は、前条の規定による請求書が提出された場合は、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第12条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により交付決定者に通知し、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1)　補助金の交付申請日から起算して5年以内に補助金の対象となった住宅から転居し、又は当該住宅を売却若しくは譲渡したとき。

(2)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(3)　この要綱の規定に違反したとき。

(4)　前3号のほか、市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(様式第7号)を交付し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附　則(令和7年7月1日)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

補助金交付申請書兼完了報告書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

就労・通勤状況証明書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

下請工事施工証明書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第10条関係)

補助金請求書

[別紙参照]

様式第6号(第12条関係)

補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]

様式第7号(第12条関係)

補助金返還命令書

[別紙参照]